

平成19年6月1日
国土交通省住宅局

公営住宅における暴力団排除について（概要）

1. 経緯

公営住宅における暴力団員の不法行為等については、これまでも家賃滞納、不法占有、傷害事件、殺人事件その他の問題が発生していたところですが、平成19年4月20日に東京都町田市の都営住宅において暴力団員による立てこもり発砲事件が発生したことを受け、同月24日に「公営住宅における不法行為等の防止に関する調査」を実施した結果、公営住宅における暴力団員による不法行為等がほぼ全国的に多数発生していることが明らかになったところです。

このような状況を踏まえ、公営住宅の入居者等の生活の安全と平穩の確保、公営住宅制度への信頼確保等のため、公営住宅における暴力団排除の基本方針等を示すとともに、その実効を期すため、警察庁と協議のうえ、暴力団員に関する情報提供依頼等に関して警察との全国的な連携を強化することとし、本日、事業主体に対し通知を発出しました。

なお、警察庁においても、都道府県警察本部に対し、同様の通達を行っています。

2. 通知の概要

(1) 基本方針

- ① 新規入居申込者については、暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員）は入居収入基準を満たしていると判断することができないこと等から、入居決定しないことを原則とし、入居後に暴力団員であることが判明した場合には、明渡請求や損害賠償請求を行う。また、日頃から、募集パンフレット等により上記の趣旨を周知し、入居手続において暴力団員ではないことを確約する書面を提出させるとともに、入居者が暴力団員であることが判明したときは明渡請求事由に該当する旨を書面により通知しておく。
- ② 既存入居者については、暴力団員であることが判明した場合には、市場家賃（近傍同種家賃）を課すことを原則とし、自主的な退去を促進するとともに、不法行為等を行った場合には、厳正に明渡請求や損害賠償請求を行う。

(2) 暴力団員及び暴力団員であることが疑われる者への対応（警察との全国的な連携の具体的方策）

- ① (1)の措置の実施に当たり、警察に対し、暴力団員に関する情報提供や入居申込・明渡請求等の際の職員への暴行防止等のために必要な支援を依頼する。
- ② 暴力団員等による不法行為等が行われた場合は、警察への通報や捜査上必要な協力を行う。

など、事業主体は、全国的に警察との連携を図るとともに、提供された個人情報の取扱い等に関し、組織的に対応する。

(3) 警察との連携・協力強化のための協議等

事業主体は、日頃から警察との連携強化及び情報交換の円滑化を図るとともに、関係機関の実施する暴力団からの離脱支援・社会復帰対策等の活用等に努める。

(4) その他

- ① 事業主体は、入居者の安全で平穏な生活の確保のため、入居者の迷惑行為を禁止する条例の整備や日頃の管理業務における組織的体制の整備に努めるとともに、暴力団員から不法行為等の被害を受けた場合の警察等の通報先について、入居者に対し周知する。
- ② 改良住宅についても、公営住宅に準じて取り扱う。